

武藏野市地域 循環型社会形成推進地域計画
(第二期)

武 藏 野 市

平成 28 年 12 月 15 日
平成 29 年 11 月 20 日【変更】

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
1) 対象地域	
2) 計画期間	
3) 基本的な方向	
4) 広域化の検討状況	
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
1) 一般廃棄物等の処理の現状	
2) 一般廃棄物等の処理の目標	
3 施策の内容	6
1) 発生抑制、再使用の推進	
2) 処理体制	
3) 処理施設の整備	
4) 施設整備に関する計画支援事業	
5) その他の施策	
4 計画のフォローアップと事後評価	13
1) 計画のフォローアップ	
2) 事後評価及び計画の見直し	

武蔵野市地域循環型社会形成推進地域計画(第二期)

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1) 対象地域

構成市町村名　武蔵野市
面　　積　10.98km²
人　　口　143,864 人(平成 28 年 10 月 1 日現在)

2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

3) 基本的な方向

武蔵野市(以下「本市」という)は、東京都特別区の西部に隣接し、東西 6.4 キロメートル、南北 3.1 キロメートル、平坦な地形に恵まれ緑豊かな住宅都市と教育・福祉・健康・文化・スポーツ・情報などの生活型の産業が高度に集積して、調和した「生活核都市」として発展している。新宿から約 12 キロメートル、電車で 12 分の至近にあり、23 区と多摩地区を結ぶ東京の『芯』となっていいる。

本市のごみ排出量は概ね減少傾向を示しているものの、全国的にも高いレベルのごみ減量を達成している多摩地域の中では、事業所の集積している本市の特性から、ごみの排出量が平均より多い水準となっており、さらなる排出抑制により、ごみ排出量及び処理量を削減することが大きな課題である。また、本市の武蔵野クリーンセンターは昭和 59 年の稼動であり、老朽化対策を講じる必要がある。

このような中で本市では、平成 26 年度に「武蔵野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の見直しを行い、平成 27 年度から平成 36 年度までを期間とする「武蔵野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定した。この中で新たに今後 10 年間のごみ処理の基本理念を『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』と定め、循環型都市システムの構築を目指すこととしている。また、大型マンション建設に伴い、平成 36 年度までに平成 25 年度比で 4,000 人の人口増が見込まれるが、ごみ発生量は 2,554t 減を目指している。(添付資料 2-1: ごみ発生量と人口の推移)

この方針に従い、ごみの排出抑制及び資源化、環境負荷及びごみ処理コストの低減を進め、なお残るごみについては積極的な熱回収を行っていくとともに、焼却残渣についても多摩地域 25 市 1 町で構成する「東京たま広域資源循環組合」におけるエコセメント化を基本とする。さらに、現

在焼却ごみとなっている生ごみなどの資源化を行っていくことにより、現在の最終処分量ゼロの体制を維持していくものとする。

4) 広域化の検討状況

本市のごみは、かつては三鷹市内の施設において三鷹市と共同処理をしていたが、施設周辺住民の反対等により市内で処理しなければならなくなり、現施設の建設に至った。他市との共同処理は施設の効率性・合理性はあるが、2~3市で共同処理するための用地確保の問題や、ごみ収集車両の増加による施設周辺への影響等を考慮すると、大きな困難を伴う。また、近隣市においては更新時期の違いなどから、現時点で本市と共同処理できる自治体は考えられない。よって、早急な広域化は困難と考えられ、新施設の計画にあたっては自区内処理の見地から本市単独施設としている。

将来的には、ごみ減量、技術革新、社会環境の変化により処理施設の広域化・分散化が可能になることも想定され、多摩地域ごみ処理広域支援体制や近隣市とのごみ処理の相互協力などを足がかりに、広域連携のあり方を検討するとともに、10年毎に改定する「武蔵野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」においてごみ処理全体を考え、その後の処理施設のあり方を検討していくことを予定している。

なお、本市では、収集ごみのすべてを市単独もしくは民間委託で処理しているが、処理後の最終処分については、「東京たま広域資源循環組合」において、焼却灰のエコセメント化処理を実施している。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

1) 一般廃棄物等の処理の現状

(1) 一般廃棄物の処理

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、44,122 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 17,542 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は 39.8% である。(ただし、処理後再生利用量にエコセメント化された焼却残渣の量を含んでいる。)

中間処理による減量化量は 26,580 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 65% が減量化されている。また、本市では燃やせないごみの破碎選別残渣を焼却処理し、焼却残渣のエコセメント化を行っていることにより、最終処分されるごみはない。

なお、中間処理量のうち、焼却処理量は 29,376 トンである(破碎処理等一次処理後の焼却量を含む)。焼却施設では、市役所やプールへの熱供給を行っている。

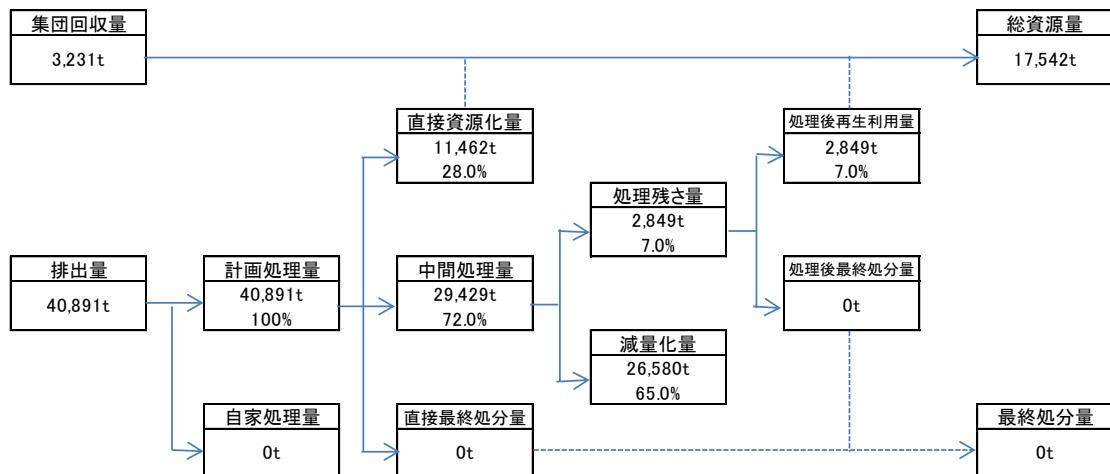


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

2) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型都市の形成を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		基準年 (平成 18 年度)	現状(割合※1) (平成 27 年度)	対 H18 年度比	目標(割合※1) (平成 34 年度)	対 H18 年度比
排出量	事業系 総排出量	11,706 トン	6,609 トン	-43.5%	6,205 トン (-6.1%)	-47.0%
	1事業所当たりの排出量※2	1.5 トン/事業所	0.9 トン/事業所	-40.0%	0.8 トン/事業所 (-11.1%)	-46.7%
	家庭系 総排出量	38,181 トン	34,282 トン	-10.2%	32,331 トン (-5.7%)	-15.3%
	1人当たりの排出量※3	186 kg/人	166 kg/人	-10.8%	146 kg/人 (-12.0%)	-21.5%
	合 計 排出量合計	49,887 トン	40,891 トン	-18.0%	38,536 トン (-5.8%)	-22.8%
再生利用量	直接資源化量	13,566 トン (27.2%)	11,462 トン (28.0%)	-15.5%	12,417 トン (32.2%)	-8.5%
	総資源化量	19,649 トン (36.9%)	17,542 トン (39.8%)	-10.7%	18,886 トン (44.5%)	-3.9%
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—	—	15,000(MWh)	—
減量化量	中間処理による減量化量	32,646 トン (65.4%)	26,580 トン (65.0%)	-18.6%	23,534 トン (61.1%)	-27.9%
最終処分量	埋立最終処分量	3,675 トン (7.4%)	0 トン (0.0%)	-100.0%	0 トン (0.0%)	-100.0%

注)総資源化量には、現在エコセメント化している焼却残渣量を含む。

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

1.5t/事業所=[(11,706)-(0)]/7,967(平成 18 年度)、0.9t/事業所=[(6,609)-(0)]/7,992 事業所(平成 26 年度):実績

0.8t/事業所=[(6,205)-(0)]/7,850 事業所(平成 34 年度):推計

※3 (1人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

186kg/人=[(38,181)-(12,796)]/136,520 人(平成 18 年度)、166kg/人=[(34,282)-(10,567)]/143,251 人(平成 27 年度):実績

146kg/人=[(32,331)-(11,342)]/144,196 人(平成 34 年度):推計

＜指標の定義＞

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

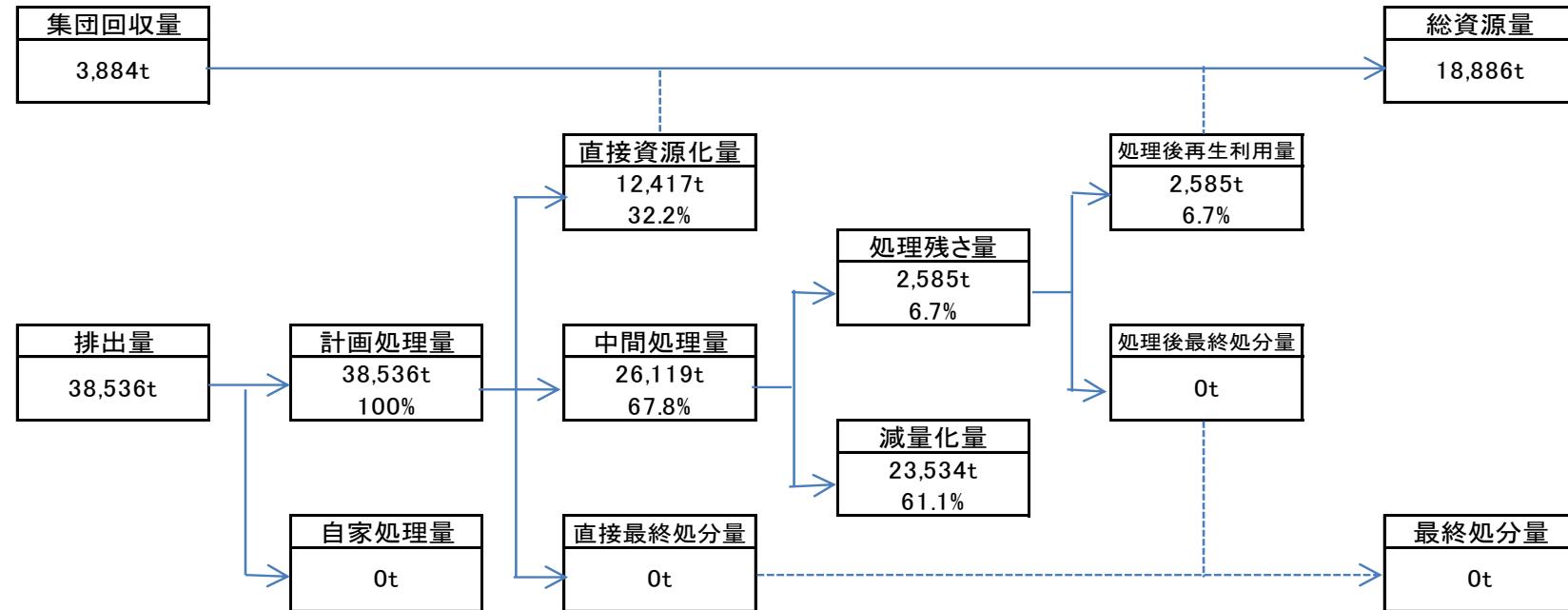


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3. 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の推進

(1) 家庭ごみ有料化 (事業番号11)

市民の排出者としての責任を明確にするため、本市ではこれまで平成16年度から家庭ごみの有料化及び戸別収集を実施している。平成16年度の収集対象人口と比較すると約8,700人の人口増が生じているにも関わらず、表2のとおり家庭ごみの発生量は横ばいを続けており、ごみ減量の効果が挙がっている。

また「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」等の啓発活動が功を奏し、市民一人当たりのごみ量は年々減少している。平成22年度からは「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を掲げ、平成27年度には市民一人当たりのごみ量が654グラムまで減少した。平成34年度には614グラムまで減量する目標を掲げている。このことにより、家庭系ごみ発生量32,331t/年を実現する。(添付資料2-2:家庭系ごみ発生量と原単位)

表2 武蔵野市の家庭ごみ量の推移

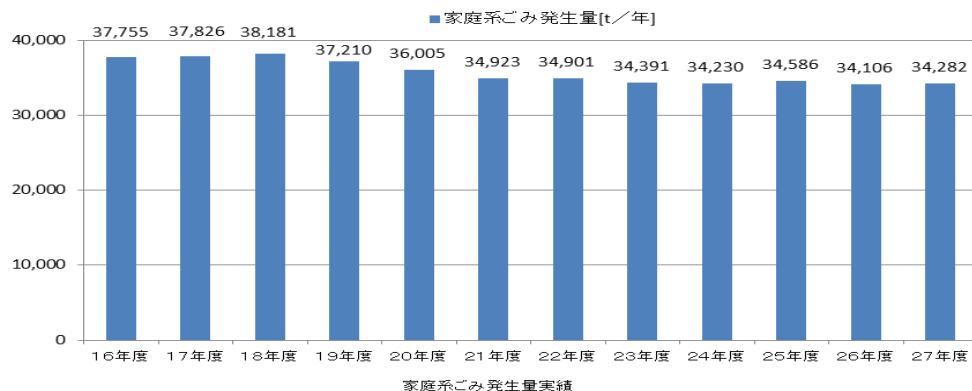


表3 市指定有料ごみ袋の種類及び手数料

収集袋の種類	ごみ処理手数料(収集袋の価格)
5リットル相当	1枚10円(10枚1組 100円)
10リットル相当	1枚20円(10枚1組 200円)
20リットル相当	1枚40円(10枚1組 400円)
40リットル相当	1枚80円(10枚1組 800円)

さらに、平成34年度の家庭ごみの排出目標値(32,331t)を達成するため、資源物の有料化、収集頻度の見直し、経済的インセンティブの導入について検討する。有料化以後のごみ排出量の推移を公表しており、数値は減少している。新しい焼却施設のごみ処理能力を見据え、ごみ処理手数料の改定等を含めた制度の見直しを検討する。

(2) 環境教育・普及啓発 (事業番号12)

本市ではこれまでに、市内小学校等における取組として、平成19年度より副読本「ごみと生活」、平成23年度からは内容を改訂した副読本「ごみトコトソ減らし読本」を作成し、市の主催事業で配布する等、環境教育に役立てている。その他、市の取組として清掃施設見学会、ごみ探検隊、ごみの行方を知るツアー、ゲストティーチャー(出前講座)等を実施してきており、これら取組を継続・拡充していく。

また、本市の特性である単身世帯・若年層等移動の多い世帯への啓発として、転入出の集中する3月下旬に市役所にて「ごみ分別案内所」を設置したり、「タウンウォッキング・タウンクリーニング」として環境美化推進員と協働して清掃活動を行いながら、ごみの排出状況が悪い集積所の状況を確認して市から集積所の管理者へごみの排出指導をしたり、不適正排出のパトロールを実施して警察と連携を取りながら適正処理を指導するなどの取り組みを重点的に行っている。さらに、ごみだけではなく、地球温暖化などの環境全体の視点から、市民の動機付けが行えるような環境啓発施設(エコプラザ(仮称))の整備を市の長期計画に位置づけた。今後、施設の事業内容や運営等を検討していく。

(3) マイバッグ運動・レジ袋対策 (事業番号13)

本市では、これまで、レジ袋削減の取組みとして、レジ袋使用事業者懇談会や市内の協力店舗においてマイバッグキャンペーンを行ってきた。より具体的にレジ袋の削減方法や実現するための仕組み等について、平成21年1月よりレジ袋削減会議を設置して検討している。平成21年9月から、市内の協力店舗を募り、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、「マイバッグから始めるチ・エコキャンペーン」を、平成27年10月には、「環境にやさしいマイバック・キャンペーン」と名称を変更し、実施している。市内の幅広い業態の店舗でレジ袋を削減することをきっかけに、「不要なものはもらわない。買わない。」という環境に配慮したライフスタイルに変え、ごみ減量につなげていくことを基本方針にしている。今後、レジ袋削減会議での検討を踏まえ、さらなるレジ袋削減策に取り組んでいく。

(4) 集団回収の推進 (事業番号14)

集団回収事業は、資源の有効活用及びごみの減量に対する市民の関心を高め、さらにごみ処理経費を節減するうえでも有効であることから、引き続き、集団回収事業を行う団体及び事業者に対する補助を行い、集団回収事業の拡充を図っていく。

(5) 再使用：リユースの推進 (事業番号15)

ごみの発生を抑制するために、飲食店等での使い捨て容器、食器の多用を見直し、リサイクル製品へ変更するよう事業者への呼びかけを広く行う。生活用品のリユースを推進するため、公共施設内にリユース掲示板(むさしのエコボ)を設置し、「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」の情報を掲示して、家庭内不用品の再利用促進を図っていく。

また、排出される粗大ごみで、まだ使用可能なものを再生することにより、ごみの減量と資源化を図る粗大ごみ再生事業についても、(社)シルバー人材センターとの連携を強化して実施していく。

2) 処理体制

(1) 家庭系ごみの処理体制の現状と今後 (事業番号21)

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

本市の分別収集計画は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」における標準的な分別収集区分のうち、類型Ⅱに示される程度の分別を実施している。生ごみの分別回収を検討したが、コスト面等から実現は困難であり、実施を断念した。廃食用油は拠点回収を継続して実施し、戸別回収は当面行わない。

今後の分別区分の変更にあたっては、環境負荷やコスト負担等を含めて総合的に判断し、必要な検討を行っていく計画とする。

(2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後 (事業番号22)

1日平均10kgを超える事業系ごみの収集運搬は、許可業者への委託により行っている。本市において、吉祥寺等の商業圏を抱えており、事業系のごみの減量も重要な要素である。月10t以上ごみを排出する多量排出事業者への減量資源化指導の徹底(*優良事業者表彰制度)から、事業系持込みごみ全体の排出量大幅減量の成果を上げた。(添付資料2-3:事業系ごみ排出量)しかし、事業系のごみ処理手数料は近隣他市に比べ低水準にあり、資源化へのインセンティブが働きにくい状況にある。平成25年4月より、多摩地区で最も安い設定となっていた事業系一般廃棄物処理手数料を改定(20円/kg→40円/kg)し、事業系ごみ資源化の促進を図った。平成21年度より事業系ごみを家庭ごみとして排出する小規模排出事業者(市内約4,800箇所)への調査及び適正排出指導を開始した。その結果、適正排出事業所は4,054箇所(平成27年度末時点)となり、事業系有料ごみ処理袋の適正排出率は実施前の44.0%(平成19年度)から84.2%(平成27年度)へ向上した。今後も継続的に指導を行い、適正排出を図る。

2015年ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰者一覧		
亜細亜学園	キラリナ京王吉祥寺	丸井吉祥寺店
アトレ吉祥寺店	サミットストア武蔵野緑町店	三鷹東急ストア
イトヨー力堂武蔵境店	成蹊学園	コピス吉祥寺
いなげや武蔵野桜堤店	西友吉祥寺店	武蔵野給食センター
いなげや武蔵野閑前店	ダイヤパローレビル	武蔵野赤十字病院
いなげや武蔵野西久保店	ファミリープラザビル	モンテローザ
井の頭自然文化園	東急百貨店吉祥寺店	横河電機
NTT武蔵野研究開発センタ	パルコ吉祥寺店	ヨドバシ吉祥寺
エフエフビル管理組合	吉祥寺第一ホテル	
吉祥寺東急REIホテル	JR吉祥寺駅	

*平成19年度から事業系一般廃棄物の減量をさらに促進するため、雑紙、生ごみの全量資源化などで一定の基準に適合した事業者に対し、その功績を認定し表彰する制度を創設した。認定表彰された事業者は、市報やHP等で公表しており、平成27年度は上記の28事業者を認定した。

(3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在本市の施設においては産業廃棄物の受入を行っておらず、平成 29 年度より稼働する熱回収施設も受け入れを行わないこととする。

(4) 焼却処理後の残渣等の処理の現状と今後（事業番号 23）

東京たまエコセメント化施設が平成 18 年 7 月に稼働し、本市において焼却処理を行った後の残渣は、このエコセメント化施設で資源化している。平成 29 年度より稼働する熱回収施設においても、処理残渣はエコセメント化施設で資源化を進めることとする。

(5) マテリアルリサイクル推進施設の処理の現状と今後（事業番号 24）

マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物は、家庭から出る粗大ごみ・不燃ごみの破碎処理と、金属の選別処理とする。また、破碎選別残渣は焼却処理し、エコセメント化施設で資源化しており、最終処分されるごみはない。さらにピックアップ方式による廃家電等のリサイクルを行う。平成 29 年度に稼働するマテリアルリサイクル推進施設においても、これら処理方法を継続するとともに、その他の資源化処理は市外民間処理施設を現状どおり活用する。ただし、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード、廃家電等リサイクルセンター）については、平成 31 年度に稼働する管理棟の中に設けることとし、ピックアップ方式による分別、分解選別、保管場所の確保等の検討を行う。

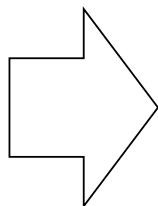
(6) 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◆可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、焼却施設において、高効率な熱回収（発電）を行う。
- ◆事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、優良事業者表彰制度との連携等による支援を行うことにより、事業系一般廃棄物の減量・資源化を図る。
- ◆熱回収施設から発生する処理残渣は、東京たまエコセメント化施設で資源化を行う。
- ◆マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）は、家庭から出る粗大ごみ・不燃ごみの破碎・金属選別処理、破碎選別残渣の焼却処理・エコセメント化とする。
- ◆マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）では資源ごみ等再利用に必要となる分別・積替え等を行い、マテリアルリサイクル推進施設（廃家電等リサイクルセンター）では、小型家電等の分別・分解作業等を行う。

表4 武藏野市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(H27年)				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
			一次処理	二次処理
燃やすごみ		熱回収	武藏野クリーンセンター	エコセメント化施設 27,333
燃やさないごみ	破碎選別	武藏野クリーンセンター	エコセメント化施設	1,165
粗大ごみ				1,158
古紙	雑誌 古本 段ボール 新聞・チラシ 雑紙(ざつがみ)	リサイクル	委託	6,277
びん				1,491
缶				464
有害ごみ	ガスボンベ・スプレー缶 乾電池 体温計 蛍光管			88
プラスチックごみ	ペットボトル その他のプラスチック製容器包装			476
				1,859



今後(H34年)					
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分
			一次処理	二次処理	
燃やすごみ		熱回収	発電	新クリーンセンター	エコセメント化施設 24,210 燃やすごみ
燃やさないごみ	破碎選別	新クリーンセンター	エコセメント化施設	1,068	燃やさないごみ
粗大ごみ				1,205	粗大ごみ
古紙	雑誌 古本 段ボール 新聞・チラシ 雑紙(ざつがみ)	リサイクル	再資源化	6,730	古紙
びん				1,332	びん
缶				416	缶
有害ごみ	ガスボンベ・スプレー缶 乾電池 体温計 蛍光管			74	有害ごみ
プラスチックごみ	ペットボトル その他のプラスチック製容器包装			432	ペットボトル
				2,432	その他のプラスチック製容器包装

3) 処理施設の整備

「2)処理体制」の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設(廃家電等リサイクルセンター)	新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設事業	130 m ³	武蔵野市緑町 3丁目地内	H29～H31 (H28～H31)
2	マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設事業	120 m ³	武蔵野市緑町 3丁目地内	H29～H31 (H28～H31)

(整備理由)

事業番号1 資源の有効利用の促進

事業番号2 資源の有効利用の促進

4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

(1) バイオマス系の焼却処理による熱回収（事業番号41）

武藏野クリーンセンターに搬入される可燃ごみのうち、最も多いものは紙類であるが、次に多いものが厨芥類(生ごみ)であり、剪定枝・落ち葉等の草木類と合わせると、全体の1/4程度を占めることになる。これらのバイオマス系のごみについては、生ごみと剪定枝葉の資源化を行うパイロット事業を平成22年度より実施したが、コスト面等から実現性は難しいため、バイオマス系の焼却処理による熱回収(ごみ発電)により、再生可能エネルギー固定買い取り制度等活用に向けた検討を行っていく。

(2) 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発（事業番号42）

特別法に基づき処理されることとなっている家電、食品等のリサイクルについては、それぞれの法令に基づきメーカー等による回収・資源化が促進されるよう、その回収方法等について「ごみ便利帳」を毎年1万部作成し、転入者に配布する等、情報提供している。

(3) 不法投棄対策（事業番号43）

本市では、大規模な不法投棄等は確認されていないものの、家庭ごみ有料化の見直し等に伴って、不法投棄が発生することのないよう、不法投棄監視の継続的実施や不法投棄防止看板の貸出を行っている。今後、不適正処理に関する周知を行い、不法投棄の防止につながる対策を展開する。

(4) 災害時の廃棄物処理に関する事項（事業番号44）

「武藏野市地域防災計画」で定める災害時のごみ処理は、災害等で排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図り、その後ごみ処理計画を策定し、体制を確立するものである。第1次対策として、処分場への短期間の大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公有地、公園等に臨時ごみ積置場を確保する。なお、計画上、臨時ごみ積置場は武藏野クリーンセンターに隣接する軟式野球場を予定している。

東京都地域防災計画を踏まえ、平成27年度に災害廃棄物処理計画を策定した。災害時に発生する廃棄物の広域的な処理体制の確保を含め、地域内及び周辺地域との連携体制の構築を図っていく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

1) 計画のフォローアップ

市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまり次第、速やかに事後評価を実施し、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとする。

また、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(添付書類一覧)

- 添付資料1 :対象地域図
- 添付資料2 :ごみ処理目標の設定に関するグラフ等
 - 2-1 :排出量と人口の推移
 - 2-2 :家庭系ごみ排出量と原単位
 - 2-3 :事業系ごみ排出量
- 添付資料3:現有施設及び新施設設置予定地位置図

◎様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

◎様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

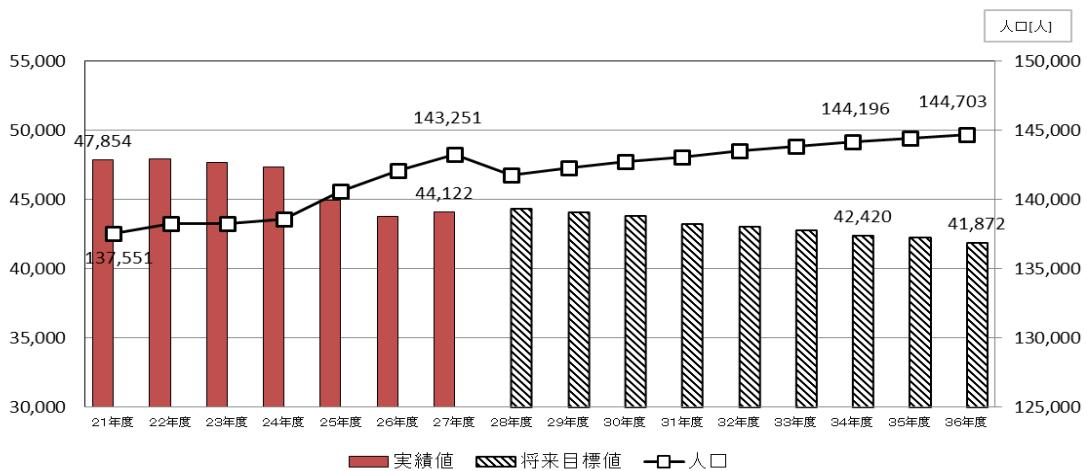
【参考資料様式1】 施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)

■添付資料1：対象地域図



■添付資料2：ごみ処理目標の設定に関するグラフ等

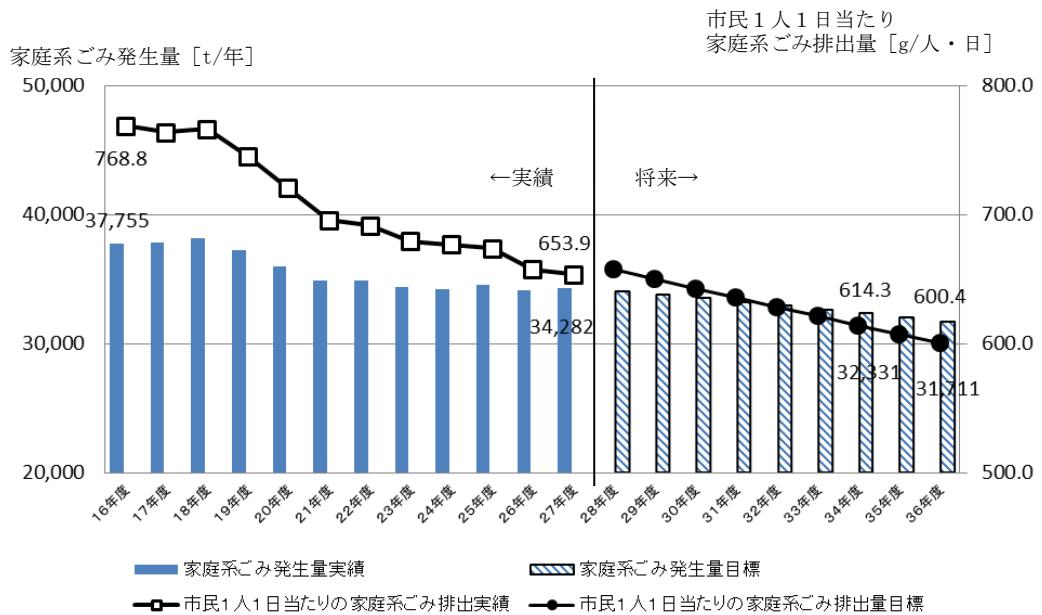
2-1 ごみ発生量と人口の推移



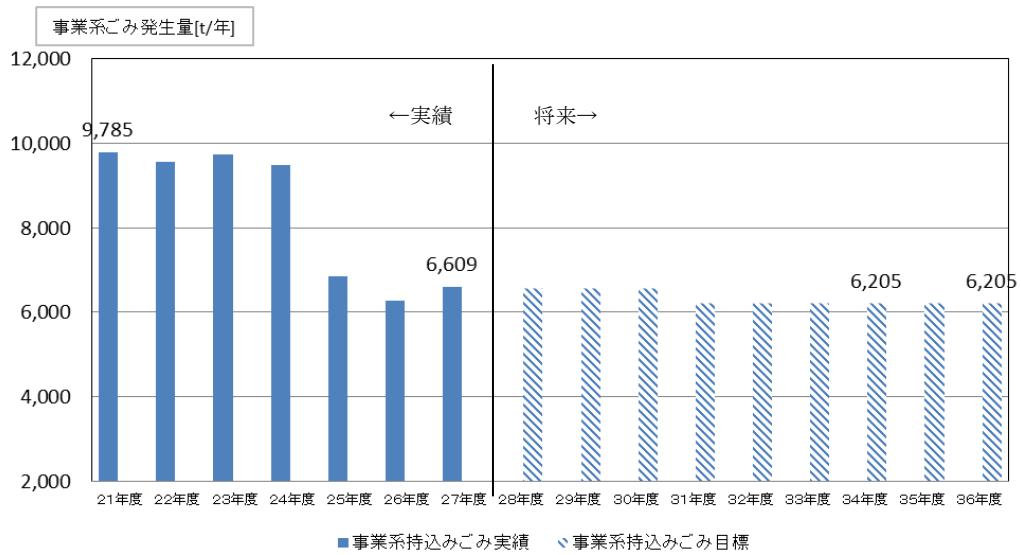
■添付資料3：現有施設位置及び新施設設置予定地



2-2 :家庭系ごみ発生量と原単位



2-3 :事業系ごみ排出量



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 28 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	武蔵野市地域	(2)地域内人口	143,864 人	(3)地域面積	10.98km ²
(4)構成市町村等名	武蔵野市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立年月日: 設立されていない場合、今後の見通し: なし				

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H34 年度	
排出量	事業系 総排出量(t)	9,731	9,494	6,862	6,272	6,609	6,205	(-6%)
	1 事業所当たり(t/事業所)	—	1.3	—	0.8	0.9	0.8	(-11%)
	家庭系 総排出量(t)	34,391	34,230	34,587	34,106	34,282	32,331	(-5%)
	一人当たり(kg/人)	175	174	171	165	166	146	(-12%)
	合 計 排出量(t)	44,122	43,724	41,448	40,378	40,891	38,536	(-5%)
再生利用量	直接資源化量(t)	11,350(26%)	11,265(26%)	11,555(28%)	11,625(29%)	11,462(28%)	12,417	(32%)
	総資源化量(t)	18,089(38%)	17,966(38%)	17,932(40%)	17,654(40%)	17,542(40%)	18,886	(45%)
熱回収量	熱回収量(MWh)	—	—	—	—	—	15,000(MWh)	
中間処理による減量化量	減量化量(t)	29,602(67%)	29,369(67%)	27,027(65%)	26,052(65%)	26,580(65%)	23,534	(61%)
最終処分量	埋立最終処分量(t)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0	(0%)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方 式	補助の 有無	処理 能力	開始 年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止理 由	形式及び処理方式	施設竣工予 定期年月	処理能力	
焼却施設	武蔵野市	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ)	有	195t/日	S59	H29.3	老朽化、 エネルギー高効率回収	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ) (高効率ごみ発電施設)	H29.3	120t/日	
リサイクルセンター	武蔵野市	破碎・選別処理方 式	有	50t/日	S59	H29.3	老朽化、 資源有効利 用	破碎・選別処理方 式	H29.3	10t/日	
廃家電等リサイクルセンター	武蔵野市	—	—	—	—	—	資源の有効利 用の促進	廃家電等分別	H31.6	130 m ²	
ストックヤード	武蔵野市	—	—	—	—	—	資源の有効利 用の促進	積替え	H31.6	120 m ²	

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成28年度）

事業種別	事業番号	事業主体	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			名称	単位	開始	終了	H29	H30	H31	H32	H33	H29	H30	H31	H32	H33			
							年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			
○マテリアルリサイクルの推進に関する事業							1,836,186	702,000	691,266	442,920			901,429	513,618	372,397	15,414			
マテリアルリサイクル推進施設(廃家電等リサイクルセンター)整備	1	武藏野市	130	m ²	H29(H28)	H31	468,124		172,844	295,280			23,156		12,880	10,276		交付率 1/3対象	
マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備	2	武藏野市	120	m ²	H29(H28)	H31	1,368,062	702,000	518,422	147,640			878,273	513,618	359,517	5,138		交付率 1/3対象	
合 計							1,836,186	702,000	691,266	442,920			901,429	513,618	372,397	15,414			

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策内容	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
				開始	終了		H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	家庭ごみ有料化	現在実施している家庭ごみ有料化の評価見直しを継続的に実施。	H29	H33		継続実施					
	12	環境教育・普及啓発	普及啓発事業の拡充、単身世帯等への取組、普及啓発施設の検討	H29	H33		継続実施					
	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	関係機関との連携によるレジ袋削減の仕組みづくり。	H29	H33		継続実施					
	14	集団回収の推進	集団回収実施団体等に対する補助の継続	H29	H33		継続実施					
	15	再使用:リユースの推進	家庭用不用品の再利用の促進、シルバー人材センターとの連携強化を図る。	H29	H33		継続実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別収集区分の検討	現行の分別区分について、総合的に判断し、必要な検討を実施。	H29	H33		継続実施					関連41
	22	事業系ごみ減量施策の推進	中小事業所の指導強化、処理手数料の見直し。	H29	H33		継続実施					
	23	焼却処理後の残渣の資源化の継続	焼却処理後の残渣について、エコセメント化施設での資源化の継続	H29	H33		継続実施					
	24	マテリアルリサイクル推進施設での処理の継続	家庭から出る粗大ごみ・不燃ごみの破碎・金属選別処理、破碎選別残渣の焼却処理・エコセメント化の継続	H29	H33		継続実施					
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設(廃家電等リサイクルセンター)	家庭から出る小型家電等の分別・分解作業を実施。	H29 (H28)	H31	○	建設工事					
	2	マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)	家庭から出る資源ごみ等の分別、積替えを実施し、ストックする。	H29 (H28)	H31	○	建設工事					
その他	41	バイオマス系の焼却処理による熱回収	ごみ発電による再生可能エネルギー固定買い取り制度等の検討	H29	H33		継続実施					関連21
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	回収方法等の情報提供の継続。.	H29	H33		継続実施					
	43	不法投棄対策	継続的な意識調査、防止活動	H29	H33		継続実施					
	44	災害時の廃棄物処理	災害廃棄物処理計画の策定、処理体制の整備	H29	H33		継続実施					

【参考資料様式 1】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	武藏野市
(2) 施設名称	事業番号1 新武藏野クリーンセンター(仮称)(マテリアルリサイクル推進施設(廃家電等リサイクルセンター))
(3) 工期	平成29年度から平成31年度 (平成28年度は第一期計画に記載)
(4) 施設規模	130 m ²
(5) 処理方式	廃家電等リサイクルセンター(分別)
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

(12) 事業計画額	468,124千円
------------	-----------

【参考資料様式 1】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	武藏野市
(2) 施設名称	事業番号2 新武蔵野クリーンセンター(仮称)(マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード))
(3) 工期	平成29年度から平成31年度 (平成28年度は第一期計画に記載)
(4) 施設規模	120 m ²
(5) 処理方式	ストックヤード(積替え)
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

(12) 事業計画額	1,368,062 千円
------------	--------------